

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表第1財務関係の表課公所長の欄第5号中「1,800,000円」を「2,000,000円」に改め、同表課公所長の欄第6号中「1,800,000円」を「3,000,000円」に改め、同表課公所長の欄第6号の2中「1,800,000円」を「2,000,000円」に改め、同表課公所長の欄第6号の3中「1,200,000円」を「1,500,000円」に改める。

別表第1事業執行関係の表第4号の7の次に次のように加える。

4 の 8	国庫補助金及び県の補助金の交付申請に関する事。ただし、企画経理部長に合議しなければならない。		
-------------	--	--	--

別表第4人事・サービス関係の表主管部長の欄第3号中「及び工務長」を「、工務長及び上下水道技師」に改める。

別表第4財務関係の表主管課公所長の欄第9号から第12号までの規定中「1,200,000円」を「1,500,000円」に改める。

別表第4事業執行関係の表第10号の9及び第10号の10を削り、同表第43号の2を次のように改める。

43 の 2	削除		
--------------	----	--	--

別表第4事業執行関係の表第43号の5を次のように改める。

43 の 5	削除		
--------------	----	--	--

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。